

No. 1 質問時配付資料（印刷物）のペーパーレス化について	提出会派
	自由民主党

【提案趣旨】

議員が、質疑や一般質問の際に配付する印刷物について、現在は紙により配付することとしているが、ペーパーレス化を一層推進する観点から、他の議場配付資料と同様にタブレット端末に配付するようにはどうか。

【関係規定】

会議規則第 147 条

議場又は委員会の会議室への資料の持込み又は配布については、議長又は委員長の許可を得なければならない。ただし、資料のうち印刷物の持込みについては、この限りでない。

先例 250

議場での資料配付は、写真、地図、図表その他これらに類するものに限り許可する。ただし、議会運営委員から疑義が呈されたものは、議会運営委員会で協議する。なお、配付しようとする議員は、次の点に留意する。

- (1) 配付する資料は、議会は言論の府であり、質問は口頭によることが原則であるという考え方を踏まえて作成する。
- (2) 資料の内容が著作権や個人情報の保護、公序良俗に反しないかなど十分配慮するとともに、その内容について責任を負う。
- (3) 資料に記載する字句は、凡例程度にとどめる。
- (4) 配付に当たっては、質疑・質問日の 2 日前（当日が市の休日の場合はその前日）までに議長あて許可願を提出し、許可された後 120 部を提出する。

No.2 議場及び委員会室における電子機器及び付属品の 持込みについて	提出会派
	自由民主党

【提案趣旨】

現在、議場及び委員会室における電子機器の持込みについて、議員は、議場…タブレットのみ持込み可、パソコン・携帯電話の持込み不可
委員会室…パソコン・タブレットの持込み可、携帯電話の持込み不可 で、

また、執行部は、議場・委員会室へのタブレットの持込みのみ可となっている。

一方、ペーパーレス化の推進及び電子機器の多様化等により、議場へパソコンやタブレット端末の付属品（キーボード等）の持込みを希望する議員がいたり、今後、執行部もテレワーク用パソコンが配備されることに伴い、委員会へのパソコンの持込みを希望することも考えられる。

については、議員、執行部ともに、議場及び委員会室への電子機器及び付属品の持込みについて、議事の妨げにならない配慮をすることを条件に、原則として認めることとしてはどうか。

【議事の妨げにならないための配慮事項】

- ・ これまで議会運営委員会で決定した使用範囲・ルールを順守する
- ・ 通話、音声を発する機能は使用しない
- ・ キーボード等の付属品を使用する場合は、静音のものやカバー等、審議の妨げにならないものを使用する

No. 3 陳情書の取扱いについて	提出会派
	自由民主党

【提案趣旨】

現在、陳情書又はこれに類するものについては、先例 242 に該当するものを除き、原則、委員会に付託している。

しかしながら、陳情書の中には、

- (1) 県外の住民から、国策に関する意見書の提出を要請するもの。
- (2) 陳情の趣旨としては同様の内容でありながら、同一の団体から、表現内容を変更したり、追加したりしながら、新たな陳情書として提出するもの。

等が散見されることから、議会運営の効率的で公平公正な観点から、運用の見直しが必要ではないかと考える。

具体的には、

- (1) については、議会への意見として取り扱い、委員会付託を行わないこと。
- (2) については、同一の団体から既に提出された陳情として取り扱い、委員長が特に必要と認めた場合に限り、表現内容の変更や追加があった部分の審査を行うこと。としてはどうか。

◆関連規定◆

会議規則第 134 条

陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、請願書の例により処理するものとする。

先例 242

陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願と同様に取り扱うべきものは、次のいずれにも該当しないと議会運営委員会で決定したものとする。

- (1) 趣旨が明らかでないもの。
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの。
- (3) 単に個人、団体等を誹謗・中傷するもの。
- (4) 係属中の訴訟又は捜査中の事件に関するもの。
- (5) 市の職員の懲戒、分限等の処分を求めるもの。
- (6) 市の公益に関する内容と認められないもの。
- (7) その他議会の審査に付すことが適当でないと認められるもの。

なお、請願と同様に取り扱わないこととされた陳情書又はこれに類するものは、議会への意見として取り扱い、議会運営委員又は会派を通じて議員に周知する。